

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和元年5月14日(火) 午後1時35分～午後1時51分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 榊谷規子 委員 谷平敬子
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 関戸郁文

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 小出健二、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、同統括主査 小野誠

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第42号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決

◎委員長（大野慎治君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。当委員会の案件は、議案1件であります。これらの案件を議題といたします。審査に入る前に当局から挨拶の申し出がありましたので許可します。

◎市民部長（中村定秋君） ただいま委員長からご発言ありましたように、今回、岩倉市税条例等の一部改正について提案をさせていただきました。本会議の中でどうしても、ふるさと納税制度そのものに対する質疑が多かったと思いますけども、税条例の改正の中身についても詳しい職員がおりますので、是非とも質疑していただければと思います。よろしくお願いたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。それでは、議案の審査に入ります。

議案第42号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（黒川武君） 細かいところの質疑になりますけれど、よろしくお願いたしたいと。ふるさと納税は、民間業者のほうに委託ではないんだけど、使用料とか手数料を支払ってます。つまりポータルサイトを開設していただいて、岩倉市の返礼品の作品、その一覧表が、例えば、ふるさとチョイスとかさとふる、そういったところに掲載されておるのですが、そういった民間の事業者の方に支払う手数料というのは何パーセントの手数料を支払っていますかしら。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 民間事業者のほうにお支払いする費用のパーセントということでございます。インターネットのホームの利用料とクレジットカード決済等の手数料、そうしたものを含めて5パーセント強ぐらいになります。今回、国の基準の中では、返礼品は30パーセント、その他の経費を含めて50パーセント以内という基準が示されておりました、今回、申し出をする際に、経費別の金額を報告しておりますけれども、あくまで決算見込みという状態ですけれども、全体のそういった経費も含めて40パーセントぐらいが、市として歳出予算に計上して支払っているということです。その中の30パーセント弱が返礼品にかかるものというように、あと残りのパーセントで言いますと、大きいのは郵送料に

なりますので、ヤマト運輸ですとか、事業者さんが契約する運送会社のほうにお支払いする金額が含まれてきております。

◎委員（黒川武君） 経費を含め50パーセント以内ということで、実質40パーセントというような答弁があったかと思いますが、意外と思わぬ経費がかかるものだなと、そんなふうな感じがします。具体的に例えば、返礼品の中のナンバーワンというのは、サイトの情報ですよ、だっこ入浴ケアセット、というのかしら、そういうのがナンバーワンだ、人気商品だということで、サイトでは。これは1万円の寄付額に対して、だっこ入浴ケアセットを選択できるというものなんですけど、この返礼品の定価そのものはいくらかわかるかしら。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 一応、30パーセント以内というところなんですけれども、オオサキメディカルさんの提供していただいている品については、一定、その割引をしていただいて提示をしていただいておりますので、定価のほうは、正確な数字は把握しておりません。

◎委員（黒川武君） それでは、住民税の減収額についてお聞きしたいと思います。一番新しい数字としてあれば、減収額をお聞かせいただきたいということと、平成30年度分の寄付金総額、これはまだ明らかにされておられませんので、集約できていれば、その額についてもご答弁をいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 最新の数字というのは、まだ31年度賦課における影響額のほうは把握できておりませんので、平成30年度課税における市民税控除額ということで、61,713,730円ということで把握しております。また、今年度の決算見込みにつきましては、約7,200万円強の数字で固まるということで見込んでおります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中で、地場産品の定義などについてご答弁いただいたところなんですけど、先ほど質疑の中にあった、オオサキメディカルのいろんなものが、かなり人気商品だと聞いているんですけど、赤ちゃんのおしりふきとか、そういうものが、岩倉市内で生産されたものではないんじゃないかというようなご意見なども聞いたりするんですけど、そこらへんは市内で生産されたもの、地場商品として大丈夫だというようなところは、どうとらえられているのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 岩倉にある工場でも生産をしております、こういった制度の改正がされたということも、事業者のほうにも伝えておりますので、明確に岩倉からの発注の部分を、岩倉で作られたも

のだというところまでの細かな業者からの提示は求めていますけれども、少なくとも、そういった提供している物の大半はですね、岩倉の工場で作っているということで、地場製品の定義、基準に抵触することはないというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） すみません、改元に伴う改正ということで、全部、平成43年が令和13年度とか、ずっとそういう新旧対照の中にもあるわけなんですけど、今後、やはり令和に改元するという条例改正がもっとももっとどんどん出てくると思うんですけど、西暦に併記するようなお考えというのは、今後はないでしょうか、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回、市税条例におきましては、ふるさと納税のことと合わせて、改元に伴う改正というのにも含まれているということでございます。そういった中で、まず、どのような考えで今回、改元に伴うものも含めて、提案させていただいたかというところを、まずご説明させていただきたいと思っております。改元に伴って、今回、条例改正を行っておりますが、今後ですね、実は今回、改元の政令が出された際に、国のほうで、改元に伴う元号の年表記の表示の取り扱いについてという、国の省庁ということでございますが、取り扱いの基準が作られております。その中で、法律及び政令につきましては、平成を用いて改元日以降を表示している場合であっても、もともとそれらは有効であって、改元のみを理由として行う改正は行わないというふうにしております。今回のようにですね、改元以外の理由、今回で言うと、ふるさと納税でございますが、それによって改正を行う際には、その中に含まれております改元日以降の元号とかについても、改元後の、今回で言うと、令和というものに改めていこうというところで行ったということでございますので、私どもの条例規則についても、そのような形で今後行っていきたいと思っております。もう1点、西暦表示を用いてはどうだということでございますが、そちらについては、今のところ国のほうに倣うというところから、西暦表示を用いて行うのは考えていなくて、元号による表示を用いて行っていきたいと考えております。ただ、近隣自治体ですとか、周りの状況を見させていただくと、あと、例規ではございませんけれども、計画、例えば5年スパン、10年スパンといった計画については、西暦で表示したほうが便利な場合もあるかもしれませんので、そこらへんは一度検討させていただいて、ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川武君） 1点お聞かせ願いたいと思うんですが、産業商業振興につながっていると、そういったふうな評価でもあるだろうと思うのですが、実際、当事者の方々の声とか、あるいは、商工会からの評価、そういったものはどのように受け止めてみえるのか、もしわかりましたら、お答えいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） なかなか評価というところ、難しい部分ではありますけれども、先ほどお伝えした中で、30パーセント弱というところのパーセントの話をさせていただきましたが、30年度の決算見込みで言いますと、2,000万円以上が返礼品の調達にかかる費用ということで整理をしておりますので、少なくとも、返礼品を調達していただける事業者に対して2,000万円ほどの、こちらからはお支払いというものをしているというのが、一つの評価かなと思います。事業者さん、返礼品を追加する中で、いろいろコミュニケーションはとっておりまして、商工会のほうも、ふるさと納税という制度を使って販路拡大だとか、新たな商品の開発のところの視点も持っていておりまして、事業者さんを市役所のほうに連れてみえて、こういったものを作っているんだけど、どうかなというような話がしていただけたりしていますので、一定、商工会さんのほうにも制度の認知をしていただいておりますし、そうしたチャンスにもつながるといって評価をいただいているのかなというふうに思っております。また、事業者さんからいただいている声としましては、ネット販売なんかをすると、いろいろと、その後、消費者さんとのクレームというか、トラブルもあったりするとお聞きしてはいますが、ふるさと納税の場合は、一定、その中に市の担当者なりが介入することで、そうしたのを直接受けずにやれているので、助かっているという声も直接いただいたりもしておりますので、そうした部分は市役所のほうで、一定の、調整できるといいますか、マッチング機能がうまく働いているのかと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので質疑を終結します。

議員間討議は省略し、次に議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないようですので直ちに採決に入ります。

議案第42号「岩倉市税条例等の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

採決の結果、議案第42号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案はすべて議了しました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、委員長のほうから、せっかく委員会ございますので、お願いがございます。政策提言調査項目、また行政視察等の希望内容等がございましたら早めに正副委員長のほうにご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。おつかれさまでした。